

○高知県児童生徒表彰規則

(平成 11 年 3 月 30 日教育委員会規則第 4 号)

改正 平成 19 年 3 月 30 日教育委員会規則第 10 号 平成 25 年 2 月 15 日教育委員会規則第 4 号
平成 28 年 3 月 31 日教育委員会規則第 14 号 平成 28 年 7 月 1 日教育委員会規則第 21 号
令和 3 年 9 月 24 日教育委員会規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う高知県児童生徒表彰(以下「表彰」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の区分)

第 2 条 表彰は、高知県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校若しくは特別支援学校若しくは高等専門学校(1 年次から 3 年次までに限る。)の児童生徒又はこれらの者の団体を対象に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める内容について行う。

- (1) 善行の部 社会の称賛を受け、他の児童生徒の模範となる善行のあったもの
- (2) ボランティアの部 学校又は地域社会の福祉等のため、他の児童生徒の模範となる活動のあったもの

- (3) 芸術の部 芸術面の活動で特に功績が顕著なもの

一部改正〔平成 25 年教育委員会規則 4 号〕

- (4) 文化の部 学校、家庭又は社会生活の中で、文化又は科学の分野に特に功績が顕著なもの

一部改正〔平成 25 年教育委員会規則 4 号〕

- (5) スポーツの部 スポーツ活動で特に功績が顕著なもの

- (6) 教育活動の部 前各号に掲げるもの以外のもので、教育活動において特に功績等が顕著なもの

一部改正〔平成 25 年教育委員会規則 4 号・3 年 9 号〕

一部改正〔平成 19 年教育委員会規則 10 号・25 年 4 号・28 年 14 号・3 年 9 号〕

一部改正〔平成 19 年教育委員会規則 10 号・25 年 4 号・28 年 14 号・3 年 9 号〕

(表彰の方法)

第 3 条 表彰は、賞状及び記念品を贈呈して行う。

(表彰の時期)

第 4 条 表彰は、原則として毎年 2 月に行う。ただし、特に必要な場合は、随時行うことができる。

一部改正〔平成 28 年教育委員会規則 21 号〕

(選定委員会)

第 5 条 被表彰者の選考に関する事項を審議するため、教育委員会に高知県児童生徒表彰選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。

2 選定委員会の会議は、高知県教育長(第 10 条において「教育長」という。)が招集する。

一部改正〔平成 25 年教育委員会規則 4 号〕

一部改正〔平成 25 年教育委員会規則 4 号〕

(選定委員会の組織)

第6条 選定委員会は、教育委員会が委嘱する若干人の委員をもって組織する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第8条 選定委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、選定委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(被表彰者の選定等)

第9条 何人も、毎年11月下旬までに、第2条の規定に該当するものを、被表彰者として推薦することができる。

一部改正〔平成28年教育委員会規則21号〕

2 選定委員会は、前項の規定により推薦されたものの中から被表彰者の候補者を選定し、その名簿を作成して、教育委員会に提出するものとする。

3 教育委員会は、前項の候補者名簿を基に被表彰者を決定するものとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合は、同項の候補者名簿に登載された者以外の者を被表彰者とすることができる。

一部改正〔平成25年教育委員会規則4号〕

一部改正〔平成25年教育委員会規則4号・28年21号〕

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(高知県児童生徒文化賞授与規則の廃止)

2 高知県児童生徒文化賞授与規則(昭和45年高知県教育委員会規則第8号)は、廃止する。

(高知県教育委員会表彰規則の一部改正)

3 高知県教育委員会表彰規則(昭和38年高知県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成19年3月30日教育委員会規則第10号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成25年2月15日教育委員会規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月31日教育委員会規則第14号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成 28 年 7 月 1 日教育委員会規則第 21 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年 9 月 24 日教育委員会規則第 9 号)

この規則は、公布の日から施行する。